

第2次山梨県食の安全・安心推進計画 素案
(案)

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第2章 現状と課題	2
1 第1次推進計画の評価	2
(1) 主な取り組みの状況	
(2) 数値目標の達成状況	
2 食の安全・安心に関する県民意識	12
3 食を取り巻く社会情勢の変化と今後の課題	19
第3章 基本目標	23
第4章 施策の展開	24
1 監視・指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	24
(1) 監視の的確な実施と指導の充実(第14条)	
(2) 生産者の自主的な取り組みの促進(第16条)	
(3) 事業者の自主的な取り組みの促進(第17条)	
(4) 消費段階における安全性の確保(第6条、25条)	
2 食品に関する正確な情報の提供	30
(1) 情報の収集・提供の推進(第19条)	
(2) 適正な食品表示の確保(第20条)	
(3) 食の安全に向けた普及啓発(第25条)	
3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築	33
(1) 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進(第18条)	
(2) 相互理解の増進(第22条)	
(3) 食育及び地産地消の推進(第25条)	
(4) 食の安全・安心推進月間(第23条)	

(5) 認証制度の推進 (第 2 4 条)	
(6) 原産地に関する情報の提供の充実 (第 2 1 条)	
4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等	37
(1) 人材の育成 (第 1 1 条)	
(2) 調査研究の推進 (第 1 5 条)	
(3) 危機管理体制の整備等 (第 1 0 条)	
(4) 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置 (第 2 6 条 ~ 3 0 条)	
(5) 国、関係者との連携・協働の推進	
(第 9 条、 1 2 条、 1 3 条、 3 1 条 ~ 3 3 条)	
第 5 章 重点的に取り組む施策	41
1 監視の的確な実施と指導の充実	41
2 適正な食品表示の確保	41
3 原産地に関する情報の提供の充実	41
4 消費者・生産者・事業者の相互理解の増進	41
第 6 章 計画の推進	43
1 推進体制	43
2 進行管理	43
3 数値目標	44

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

食の安全・安心の確保については、本県では、平成15年9月に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定し、これに基づき、平成16年3月に「第1次行動計画」(平成17～18年度)を、平成18年12月に「第2次行動計画」(平成19～23年度)を策定しました。さらに平成24年には「山梨県食の安全・安心推進条例(以下、「条例」という。)」を制定し、同年9月に条例に基づき「山梨県食の安全・安心推進計画(以下、「第1次推進計画」という。)」を策定し、総合的な施策を進めてきました。

しかし、その後も全国で食品の安全を脅かす事件、事故は後を絶たず、県民の食の安全・安心への関心は依然高い状況にあり、一層の食の安全・安心を確保する必要があります。

そこで、現行の第1次推進計画が、平成28年度で計画期間を終了することから、これまでの計画の達成度を評価し、社会経済情勢の変化を踏まえ、食の安全・安心を確保する施策を引き続き進めるため、「第2次山梨県食の安全・安心推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、必要な事項について定めるものです。

また、「ダイナミックやまなし総合計画(計画期間:平成27～31年度)」における「5 健やか・快適環境創造プロジェクト」の「政策2 安心して暮らせる地域づくり」を実現するための施策として位置付けられた計画です。

さらに、本計画の策定及び推進に当たっては、関係法令の運用や関連する県計画との整合性を図っていきます。

3 計画期間

本計画の期間は、平成29年度～33年度までの5カ年とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や食の安全・安心に関わる重要事項等についての変化、あるいは、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、見直しに当たっては、広く県民の意見を反映するものとします。

第2章 現状と課題

1 第1次推進計画の評価

(1) 主な取り組みの状況

食品表示調査の実施

食品表示の監視指導を強化するため、食品表示法に基づく調査や、食品表示法、食品衛生法等を所管する関係課等と合同による調査を実施し、県内店舗における食品表示の適正化を推進しました。

毎年度、広域及び地域店舗の調査を実施し、不適正な表示を発見した場合はその場で口頭指導を行い、早急な改善を求めました。

< 調査実績 >

調査項目等		H24	H25	H26	H27
広域 店舗	品目数	38,717	38,933	42,903	47,166
	店舗数	90	88	91	92
	適正表示 実施店舗率	93.3%	96.6%	98.9%	100.0%
地域 店舗	品目数	17,323	20,089	13,614	16,455
	施設数	299	431	397	396
	適正表示 実施店舗率	78.3%	77.7%	78.6%	76.0%
合計	品目数	389	519	488	488
	施設数	56,040	59,022	56,517	63,621

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施

食品等事業者の施設ごとに、過去の食中毒の発生頻度、製造・調理・販売される食品の流通の広域性、施設の規模、取り扱い食品の特殊性及び本県の重点的監視項目から、監視の重要度に応じて分類し、それぞれ目標として標準監視数を設定し、監視を実施しました。

毎年度、標準監視数を上回る監視を行い、施設の衛生管理の徹底を図りました。

< 監視実績 >

項目	H24	H25	H26	H27
達成率 (監視実績数 / 標準監視数)	115% (14,408/12,545)	112% (13,412/11,988)	106% (12,483/11,802)	115% (12,606/10,970)

放射性物質検査実施計画に基づく放射性物質検査の実施

放射性物質による県民の食の安全・安心への不安感を払拭するため、本県の主要な農畜産物・特用林産物、シカやイノシシなどの獣肉(ジビエ)を対象に、国のガイドラインに基づき、毎年度、検査品目や検査時期を示した放射性物質検査実施計画を策定して、出荷前に検査を実施し、その結果を県ホームページ等で公表してきました。

これまでの検査の結果、平成24年度以降、管理栽培農産物においては、全て不検出でありました。天然採取の淡水魚においては、全て基準値以下で検出限界をわずかに上回る程度であり、野生獣肉においては、いずれも不検出または基準値以下でした。また、特用林産物においては、出荷制限区域内の3市町村の一部の野生きのこにおいて、基準値超過が見られたため、採取、出荷及び摂取の自粛を行っております。

< 出荷前農産物等の検査実績 >

検査品目	H24	H25	H26	H27
農産物	47 品目 232 検体	47 品目 225 検体	53 品目 125 検体	41 品目 79 検体
野生獣肉	2 種 15 検体	2 種 15 検体	2 種 18 検体	2 種 18 検体
特用林産物	8 品目 117 検体	8 品目 180 検体	6 品目 103 検体	4 品目 76 検体
合計	57 品目・種 364 検体	57 品目・種 420 検体	61 品目・種 246 検体	47 品目・種 173 検体

農産物：果樹、野菜、穀類、原乳、天然魚、養殖魚、その他

野生獣肉：ニホンジカ、イノシシ

特用林産物：山菜(野生)、きのこ(野生、栽培)、たけのこ、その他

また、流通食品においても、毎年、食品衛生監視指導計画に基づき、県内産及び県外産の生鮮食品や加工食品の放射性物質検査を実施しました。

検査の結果、いずれも不検出または基準値以下でありました。

< 流通食品の検査実績 >

単位：検体

検査品目		H24	H25	H26	H27
県内 生産・製造	生鮮食品	-	-	1	1
	加工食品	68	69	58	70
県外 生産・製造	生鮮食品	28	25	36	24
	加工食品	4	6	5	5
合計		100	100	100	100

県内（生鮮食品）：きのこ類、茶

（加工食品）：ミネラルウォーター、果実酒、漬物、食肉製品、その他

県外（生鮮食品）：野菜、きのこ類、茶、その他

（加工食品）：豆腐、こんにゃく

農薬等の残留検査の実施

本県の主要な果実であるももやぶどうをはじめとする県産農産物等の残留農薬検査や畜水産物の動物用医薬品の残留検査を実施しました。

検査の結果、各年度の出荷前・流通段階の農産物及び動物医薬品ともに、すべて不検出でした。

< 検査件実績 >

単位：検体

検査項目		H24	H25	H26	H27
残留農薬	農産物				
	出荷前	30	30	30	30
	流通品	100	103	96	104
残留動物用 医薬品	抗生物質	89	90	90	92
	抗菌性物質	87	90	90	92
合計		306	313	306	318

残留農薬検査：野菜、果物、牛肉、豚肉、鶏肉

残留動物用医薬品（抗生物質）：魚、はちみつ、鶏卵、牛肉、豚肉、鶏肉

（抗菌性物質）：牛肉、豚肉、鶏肉

条例に基づく食品等の自主回収報告

特定事業者は、食品等の回収事由が発生した時、若しくは発生の疑いがあるときは、条例に基づき自主回収を行い、自主回収の着手と終了を県に報告するとともに、自社の社告や店頭告知等により、県民に知らしめることとなります。

県では、自主回収報告の受付後、速やかに県ホームページに回収情報を掲載し、県民へ情報提供してきました。

< 自主回収報告受付件数 >

単位：件

年度	H24	H25	H26	H27
受付件数	-	2	6	3

(2) 数値目標の達成状況

目標指標 2 2 項目のうち、目標年度（平成 2 8 年度）の達成見込み項目は 1 7 項目でした。

< 目標指標の達成見込み >

区 分	H27 実績	H28 見込み	達成見込み率
目標を達成したもの	15	17	77.3%
目標を達成していないが取組が進んだもの	4	2	9.1%
目標を達成していないもの	3	3	13.6%
合 計	22	22	100.0%

< 数値目標別の結果 >

印は目標達成見込項目、 印は目標未達成見込項目

「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保

数値目標 1

エコファーマー認定者数 （農業技術課）

目 標：7,800人（H26）

推 移：7,522人（H23） 6,833人（H27 実績）

6,833人（H28 見込）

【分析】 平成 2 5 年度までは微増を続けたが、以降は、農業者の高齢化により認定更新を行わないことなどから、伸び悩んだと考えられる。

【課題】 更新認定の推進のためには、今後、認定手続きの簡略化について検討する必要がある。

数値目標 2

G A P（農業生産工程管理）の導入産地数 （農業技術課）

目 標：24産地（H26）

推 移：12産地（H23） 30産地（H27 実績）

34産地（H28 見込）

【分析】 G A Pの導入を希望する J A や営農集団等に対し導入に向けた指導・支援を行うとともに、G A P 導入に要する経費について補助事業を活用し、目標値を達成することができた。

【課題】 新たに取り組む産地等への支援に加え、既導入産地に対する継続的な活動支援が必要である。

数値目標 3

食品等事業者、従事者を対象とした食品衛生講習会等への受講者数

(衛生薬務課)

目 標：延べ50,000人(H24~28)

推 移：延べ49,212人(H19~23)

35,774人(H24~27実績)

45,000人(H24~28見込)

【分析】 営業許可施設数が減少していることや、臨時開催された講習会があまりなかったことから目標まで達しなかった。

【課題】 今後、自主衛生管理の意識を高めるためにも、各事業所内で独自の研修会ができるよう人材育成していくことが重要である。

数値目標 4

栄養士、調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会への参加者数

(健康増進課)

目 標：3,800人/年(H28)

推 移：3,492人/年(H23)

4,095人/年(H27実績)

4,000人/年(H28見込)

【分析】 各保健所において実施する各研修会は、例年並みの実績であったが、食生活改善推進員に対する研修が多かったため、参加者数も増えた

【課題】 参加者数の指標は必ずしも食の安全・安心を推進しているとの成果が明確でなく、今後は、より実践的な内容とし研修をさらに充実させることが重要である。

数値目標 5

食品衛生監視指導計画に基づく監視率 (衛生薬務課)

目 標：100%/年(H24~28)

推 移：101%/年(H19~23)

112%(H24~27実績)

100%(H24~28見込)

【課題】 計画的に実施することができた。効果的な監視を行うため、引き続き計画に基づいて実施することが重要となっている。

数値目標 6

人口10万人あたりの食中毒患者発生数 (衛生薬務課)

目 標：22人/年(各年度)

推 移：28人/年(H23)

29.4人(H27実績)

30人/年(H28見込)

【分析】 ノロウイルスによる食中毒患者が半数近くを占めているほか、ウェルシュ菌、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター、植物性自然毒による

様々な食中毒の発生がみられた。

【課題】 年度により発生状況は異なっており、引き続き食中毒予防のための監視指導、講習会の開催、県民への情報提供に努める必要がある。

数値目標 7

学校給食を原因とする食中毒の発生件数 (衛生薬務課)

目 標： 0 件 / 年 (H24 ~ 28)

推 移： 0 . 2 件 / 年 (H19 ~ 23) 0 件 (H23 ~ 27 実績)
0 件 (H28 見込)

【課題】 発生すると、被害や影響が大きいいため、今後も継続して監視指導を行う必要がある。

数値目標 8

特定給食施設等に対する監視・指導の実施率 (健康増進課)

目 標： 5 0 . 0 % (H28)

推 移： 4 3 . 3 % (H23) 4 1 . 2 % (H27 実績)
5 0 . 0 % (H28 見込み)

【分析】 各保健所においては、個別巡回指導の対象とする施設は年度当初に計画を立てて対応している。実施率の達成に向け、施設種別ごとに行う研修会(集団指導)等で情報の提供を行うなど対応した。

【課題】 健康増進を目的とする給食施設において、新たに指標として追加された「肥満とやせの者の割合が基準年(平成26年度)より5%増加している施設」に対する指導方法について検討する必要がある。

数値目標 9

残留農薬の収去検査結果の不適合件数 (衛生薬務課)

目 標： 0 件 / 年 (H24 ~ 28)

推 移： 0 件 / 年 (H19 ~ 23) 0 件 / 年 (H23 ~ 27 実績)
0 件 / 年 (H24 ~ 28 見込)

【課題】 違反品が流通しないよう検査を継続する必要がある。

数値目標 10

残留動物用医薬品の収去検査結果の不適合件数 (衛生薬務課)

目 標： 0 件 / 年 (H24 ~ 28)

推 移： 0 件 / 年 (H19 ~ 23) 0 件 / 年 (H24 ~ 27 実績)
0 件 / 年 (H24 ~ 28 見込)

【課題】 違反品が流通しないよう検査を継続する必要がある。

数値目標 1 1

残留農薬調査の実施検体数（農業技術課）

目 標：30 検体 / 年（各年度）

推 移：30 検体 / 年（H23） 30 検体 / 年（H27 実績）

30 検体 / 年（H28 見込）

【分析】 農薬の適正使用が徹底され、飛散防止の防除体系が確立されていることが確認できた。

【課題】 農薬の使用方法の登録変更が順次行われているため、今後も残留農薬基準値超過事例の発生を防止するため、検査を継続するとともに、農薬使用者への周知・指導を徹底していく必要がある。

食品等の信頼性の確保に向けた食品表示の一層の適正化 及び情報提供の促進

数値目標 1 2

食品表示合同調査による食品の適正表示実施率 100%の広域的店舗の割合

（消費生活安全課）

目 標：95%以上（H28）

推 移：90.1%（H23） 100%（H28 実績）

100%（H28 見込）

【分析】 広域的店舗への合同調査は、年4回実施し、普及啓発・指導の結果、各店舗の食品表示の意識が向上し、適正な食品表示がなされている。

【課題】 継続して調査をするとともに、広域的店舗に加え、地域店舗への食品表示の周知、調査の強化を図る必要がある。

数値目標 1 3

食品表示合同調査による食品の適正表示実施率 100%の地域店舗の割合

（消費生活安全課）

目 標：85%以上（H28）

推 移：77.6%（H23） 76.0%（H27 実績）

80.0%（H28 見込）

【分析】 地域店舗への合同調査は、各出先機関で毎年実施しているが、広域店舗に比べ、食品表示への認識不足が見られ、5年では目標に届かなかった。

【課題】 地域店舗では、規模の小さい商店等も含まれ、表示の認識不足がみられる。今後は、農務事務所及び保健福祉事務所と消費生活安全課が連携して調査の実施や、食品表示法等の周知方法について検討する必要がある。

数値目標 1 4

食品表示に関する説明会への参加者数 (消費生活安全課)

目 標：延べ 4, 0 0 0 人 (H24~28)

推 移： 6 7 3 人 / 年 (H23)

延べ 4, 9 2 1 人 (H24~27 実績)

延べ 5, 7 0 0 人 (H24~28 見込)

【分析】 平成 2 7 年 4 月の食品表示法の施行に伴い、食品表示法説明会を開催した。新しい食品表示制度に対し、関心を持っている人が増えている。

【課題】 現在は、食品表示法の猶予期間中であり、平成 3 2 年度の完全な移行期限までに説明会を通じて周知を徹底していく必要がある。

食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する県民の参加促進

数値目標 1 5

広域的店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率

(消費生活安全課)

目 標：8 0 % 以上 (H28)

推 移： - (H23)

5 1 . 7 % (27 品目加重平均、H28 上半期実績)

5 1 . 7 % (H28 見込)

【分析】 平成 2 8 年度までに 2 7 種類の原産地の詳細な情報提供について調査を行ったが、調査種類によって、実施率に差が見られた。

【課題】 種類によっては、実施率向上が見込めないものもあるため、県内店舗の自助努力で実施率向上が可能と思われる種類を対象とするなど、調査方法を検討する必要がある。

数値目標 1 6

地産地消サポーター登録者数 (販売・輸出支援室)

目 標：1, 5 0 0 人 (H26)

推 移：1, 3 6 3 人 (H23) 1, 5 2 6 人 (H26 実績)

【分析】 計画の目標は達成。これまでの取り組みにより、概ね「地産地消」の思想の普及は図られていると考えられる。

【課題】 県民の実践的な取り組みを促進するとともに、実需者の利用促進のための方策を検討していく必要がある。

数値目標 1 7

食品表示ウォッチャーからの報告件数 (消費生活安全課)

目 標：3,500件/年(H28)

推 移：2,955件/年(H23) 4,908件(H27実績)

4,910件(H28見込)

【分析】 研修会において報告件数の具体的な目安を示し、報告書の書き方の説明や報告様式の変更により、簡便に記載できるようになり、平成27年度は4,908件と報告件数が増加した。

【課題】 今後は、報告件数の増加に加え、報告の内容がより充実したものとなるよう研修をしていく必要がある。

数値目標18

学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース) (スポーツ健康課)

目 標：30%以上(H28)

推 移：24.3%(H22) 23.0%(H27実績)

30.0%(H28見込)

【分析】 地場産物の活用を推進するためには、ある一定の量の確保や供給費用、生産地から調理場までの距離や給食の調理方式など課題も多く、一方で地域や学校によっては、取り組み環境にかなり相違があり、その年の天候により生産量の多寡も生ずる。

地場産物を活用して学校給食の教育的効果を高めようという意識が向上し、地場産物を購入するための体制づくりが進んでいることから、各研修会を通して、地場産物の活用の推進を図ることで、使用割合の向上が期待できる。

【課題】 地域や学校に対し、継続した地場産物の使用や体制づくりの構築を促進していく必要がある。

数値目標19

リスクコミュニケーションの機会への参加者数 (消費生活安全課)

目 標：1,000人/年(H28)

推 移：870人/年(H23) 1,305人 (H27実績)

1,000人以上(H28見込)

【分析】 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションへの参加者は、年々増加しており、平成27年度は、1,305人となった。食品表示や食の安全・安心、食育への関心が増していると考えられる。計画策定後、計画の周知を始めとして、条例・食品表示法・食の安全・食育等さまざまな内容に取り組み、県民の参加促進を行ってきた。

【課題】 今後は、県民に食の安全・安心の理解が進むよう、事業者と消費者が参加の中心となるリスクコミュニケーションを行っていく必要がある。

数値目標 20

食育推進ボランティアの登録者数 (消費生活安全課)

目 標：5,600人(H28)

推 移：5,182人(H23) 5,714人(H27実績)
5,600人以上(H28見込)

【分析】 県食生活改善推進員連絡協議会、学生、農業関係者などが登録している。全体の7割以上が、毎年県食生活改善推進員であり、料理教室の開催などに尽力してきた。平成27年度は県食生活改善推進員が減少しているが、学生(卒業生)が卒業後2年間ボランティア活動者として登録されるため、5,714人と増加した。

【課題】 今後は、数値目標も含めて、食生活改善推進員以外の新たな人材、例えば学生等の新規登録者を増やして裾野を広げていく必要がある。

(4) 食の安全・安心を脅かす新たな問題への迅速かつ適切な対応

数値目標 21

県民からの食の安全・安心に関する意見提出数 (消費生活安全課)

目 標：延べ25件(H24~28)

推 移： - 延べ95件(H24~H27実績)
延べ95件(H24~H28見込)

【分析】 平成27年度は計画に係るパブリックコメントや施策の策定等に係る提案がなかった。第1次推進計画策定時(平成24年度)には意見が提出されたが、その後、意見提出はなかった。

【課題】 今後は、意見提出数を指標とするか検討する必要がある。

数値目標 22

食品の安全性に関する情報提供件数(県ホームページアクセス数)

(消費生活安全課)

目 標：10,000件/年(H28)

推 移： 9,173件/年(H23) 31,065件(H27実績)
31,100件(H28見込)

【分析】 食品の安全に係る情報窓口として周知されてきた。特に平成27年度は31,065件となり、機能性表示食品の普及や食品の自主回収等がありアクセス数が増えたのではないかと考えられる。食の安全性に関する情報提供については、迅速に対応できていると考えられる。

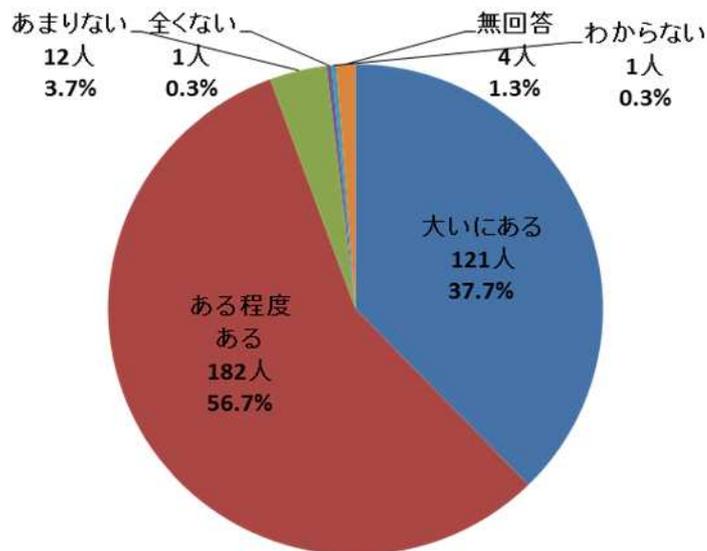
【課題】 平成25年3月、情報を一元化した「食の安全・安心ポータルサイト」を作成したので、このサイトへのアクセス数を今後増やしていけるよう検討する必要がある。

2 食の安全・安心に関する県民意識

- 県民の「食の安全・安心」についての考え方について把握するため、平成28年7月に、県政モニターによる「食に関するアンケート調査」を実施しました。(回答者321人)

(1) 食品の安全性への関心度

食品の安全性について、関心が「大いにある」「ある程度ある」と答えた人は、全体の94.4%ととても高い結果となりました。

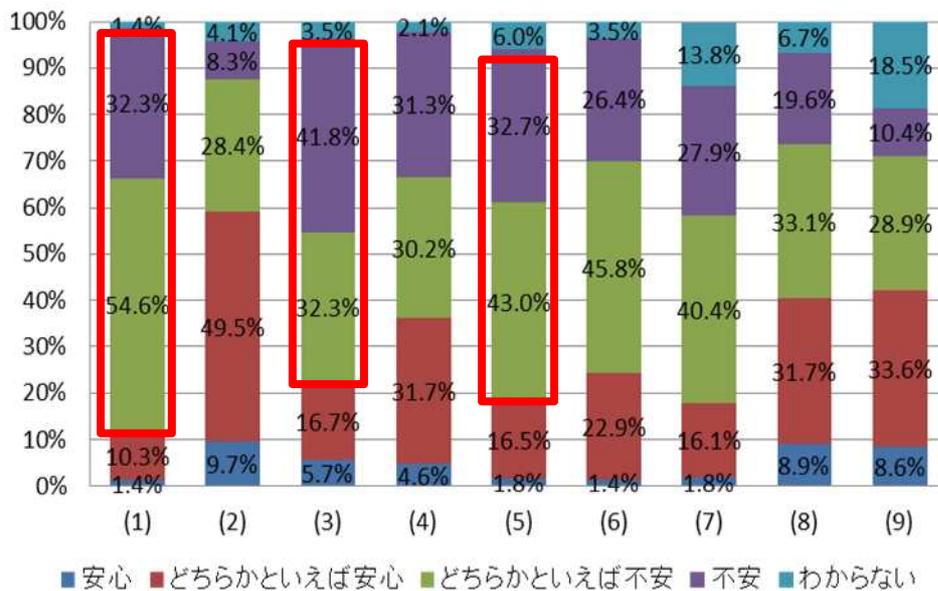


(2) 食品の安心度

9つの項目について安心度を聞いたところ、「輸入食品」「放射性物質」「残留農薬」の3項目は、「不安」「どちらかといえば不安」の割合が7割を超える結果となりました。

< 「不安」と「どちらかといえば不安」の割合の多い項目 >

輸入食品	86.9%
残留農薬	75.7%
放射性物質	74.1%



(1) 輸入食品	(2) 食品の表示	(3) 放射性物質
(4) 食中毒	(5) 残留農薬	(6) 着色料・甘味料・保存料などの食品添加物
(7) 遺伝子組換え食品	(8) 食品中のアレルギー物質	
(9) いわゆる健康食品		

また、安心度が低かった3項目の主な理由は次のとおりでした。

< 輸入食品 >

- ・ 法令遵守や衛生管理が不十分 (39.5%)
- ・ 安全性に関する事件・事故の発生 (36.1%)

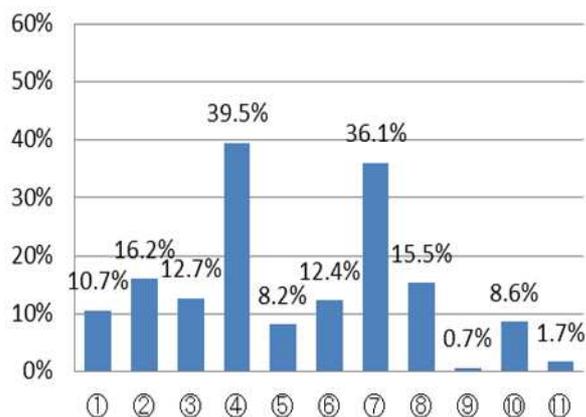
< 残留農薬 >

- ・ 法令遵守や衛生管理が不十分 (22.2%)
- ・ 科学的な裏付けへの不安 (20.1%)
- ・ 事業者からの情報が不十分 (18.7%)
- ・ 自分の知識がない (20.4%)

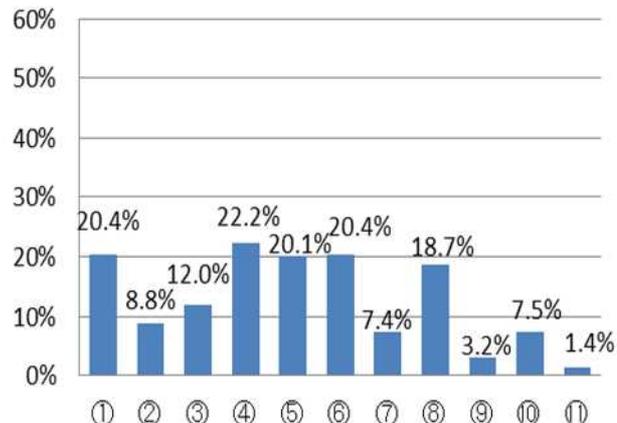
< 放射性物質 >

- ・ 安全性の裏付けに不安 (30.1%)
- ・ 自分の知識がない (23.8%)

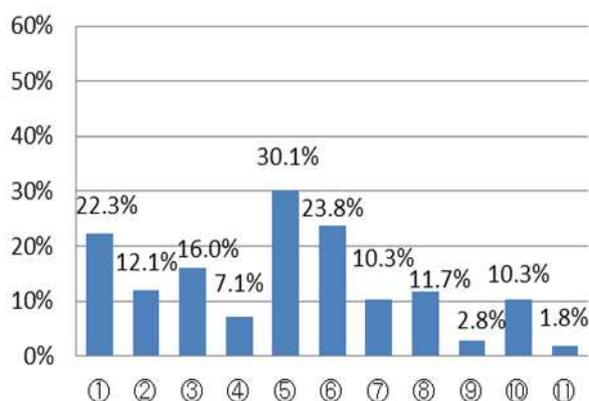
< 輸入食品 >



< 残留農薬 >



< 放射性物質 >

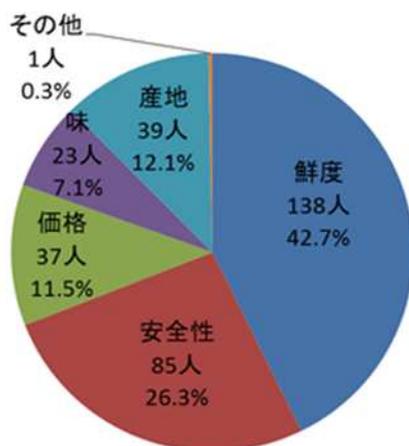


不安はない(安心度で、「安心」「どちらかといえば安心」「わからない」を選んだ方)
法律などの規制や法律に基づく基準が不十分だから
行政の検査や監督指導が不十分だから
生産者、事業者の法令遵守や衛生管理に対する姿勢が不十分だから
安全性に関する科学的な裏付けに対して不安があるから
安全性に関する自分の知識があまりないから
安全性に関する事件・事故が発生しているから
事業者からの安全性に関する情報が十分でないから
わからない
なんとなく不安
その他

(3) 食品を購入する際の重視する点

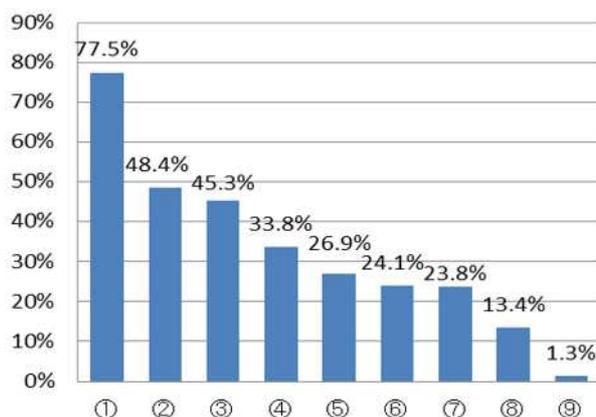
「鮮度」「安全性」「価格」「味」「産地」「その他」の6項目の中で、1番に重視する項目は、「鮮度」で42.7%、次いで、「安全性」26.3%でした。

< 食品購入時に1番に重視する項目 >



(4) 食品購入の際の食品の安全性の判断基準

食品の安全性の判断は、「国内で生産、製造、加工されたものであること(77.5%)」と答えた人が最も多く、次いで、「消費期限や賞味期限に余裕があること(48.4%)」、「信頼おける生産者やメーカーであること(45.3%)」となりました。

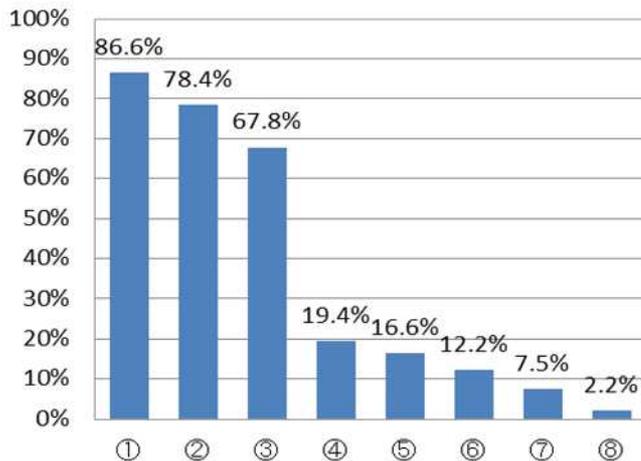


- 国内で生産、製造、加工されたものであること
- 消費期限や賞味期限に余裕があること
- 信頼できる生産者やメーカーであること
- 鮮度や色などの見た目が良いこと
- 使用されている食品添加物が少ないこと
- 信頼できる店舗が販売していること
- 生産者や生産履歴の情報が明確であること
- 有機栽培()など、特別な栽培方法であること
- 化学肥料、化学合成農薬などの化学物質を使用せず栽培する方法
- その他

(5) 生鮮食品、惣菜・加工食品の選択基準

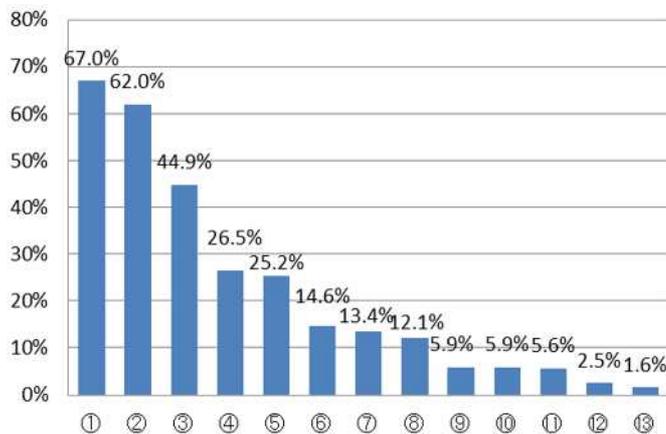
生鮮食品、惣菜・加工食品を選択する基準は、「消費期限・賞味期限」と「生産地や製造地が国内か国外か」といった項目を基準とする人が多くなっています。

< 生鮮食品を選ぶ基準 >



原産地が国内か外国か
 鮮度・品質（形、大きさなど）
 消費期限
 放射性物質検査の結果
 栽培方法（有機栽培や減農薬栽培など）
 山梨県産であるかどうか
 水産物（魚介類や海草類など）における養殖、天然の別
 その他

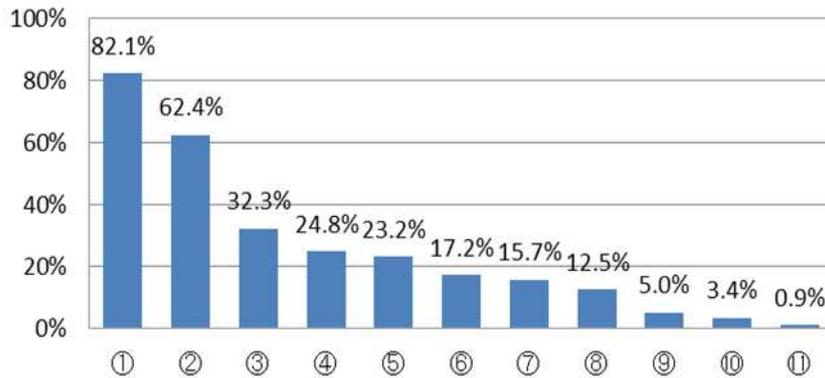
< 加工食品・惣菜を選ぶ基準 >



消費期限や賞味期限
 原産国（製造した国）が日本か外国か
 原材料が国産か外国産か
 食品添加物の使用の有無、種類
 信頼されるメーカーや生産者
 原材料の種類
 熱量（カロリー）や栄養成分
 遺伝子組換え食品の使用の有無
 山梨県内の製造であるかどうか
 減塩商品かどうか
 アレルギー物質の有無
 栽培方法（有機栽培など）
 その他

(6) 食の安全・安心を進めるために消費者が行うべきこと

食の安全・安心を進めるために消費者が行うべきことは、「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」が82.1%で、次に、「食品を選択するとき産地や価格、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮する」が62.4%でした。

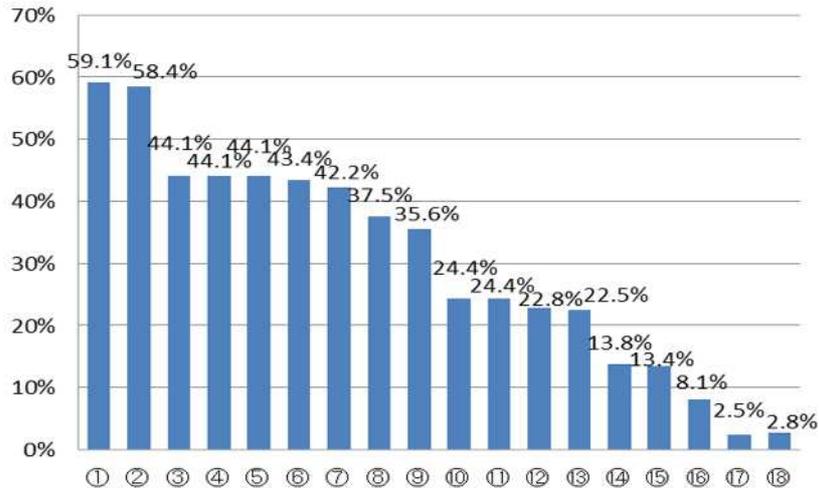


食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める
食品を選択するとき産地や価格、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮する
食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者・生産者から商品を購入する
環境に負荷を与えない商品の選択など、環境への影響を考えた消費行動に努める
食育に積極的に取り組む
県産食品を優先して購入する
安全性の高いものは、価格が高くても購入する
有機農産物について、もっとよく知る
生産者・事業者との交流・話し合いの場に参加する
講演会、意見交換会などに参加する
その他

(7) 山梨県がさらに強化すべき取り組み

食品の安全性をより確保するために、県が強化すべき取り組みについては、「輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導」が59.1%、「食品表示の適正化」が58.4%と多くなっています。

次いで、「残留農薬対応」、「情報提供の充実」、「食育や地産地消の推進」、「O157、ノロウイルスなどの食中毒対応」、「食品検査体制の充実」の順で、40%を超えています。



輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導	食品表示の適正化
残留農薬対応	情報提供の充実
食育や地産地消の推進	O157、ノロウイルスなどの食中毒対応
食品検査体制の充実	食品事業者などの自主的衛生管理の 取り組み支援
食品中の放射性物質対策	食品事業者や消費者への普及啓発
食の安全に関する啓発イベントなどの充実	環境保全型農業や有機農業の推進
遺伝子組換え食品対策	いわゆる「健康食品」対策
食の安全・安心に関する相談窓口の充実	意見交換会の開催など
特にない	リスクコミュニケーション
	その他

3 食を取り巻く社会情勢の変化と今後の課題

(1) 食の安全・安心をめぐる事件・事故の後を絶たない発生

第1次推進計画策定（平成24年9月）時において、食の安全・安心に関する最大の事件は、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故であり、食品への放射性物質汚染の影響が大きな関心事となり、今も県民の食への不安を払拭するため、食品の放射性物質検査が行われています。

第1次推進計画策定以降の5年間をみても、国内では、平成24年に学校給食での食物アレルギー事故、平成25年にホテル等におけるメニューの食材偽装、従業員による農薬混入事件、平成26年に中国産使用期限切れ鶏肉使用、虫や金属片などの異物混入、そして平成28年1月には産業廃棄物処理事業者による廃棄食品の不正流通など、食の安全・安心をめぐる事件・事故が後を絶たず発生しています。

県内においても、平成25年にホテル等の飲食店メニューの不正表示が発生するなど、大きな衝撃を与えました。

平成28年7月に実施した県政モニターによる「食に関するアンケート調査」では、依然として、食品の安全性について不安を感じている県民は多く、その内容も、輸入食品、放射性物質、残留農薬など広範囲にわたっており、更に、県が強化すべき取り組みとして、「輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導」や「食品表示の適正化」などが求められています。

このため、食に関する事故発生の未然防止のための生産から消費に至る食品の安全性の確保に向けて、指導・検査体制の充実・強化を図る必要があります。

また、事故発生時に迅速かつ適切に対応するための食の安全・安心を総合的に推進するための体制として、危機管理体制の充実・強化を日頃から図っていく必要があります。

更に、食に関する事件が後を絶たず、消費者の信頼が揺らいでいることから、消費者、事業者がそれぞれの考えや取り組みを相互に理解し、信頼関係の構築の促進を図る必要があります。

(2) HACCP（ハサップ）システムの導入

食品流通のグローバル化が進む中、平成26年5月に、将来的なHACCPによる工程管理の義務化を見据えつつ、HACCPの段階的な導入を図る観点から、厚生労働省の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」が改正され、HACCP（危害分析重要管理点）を用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP導入型基準）が追加されました。

国際的には、H A C C P 導入は多くの国で食品輸出の条件となりつつあり、輸入食品の安全対策の観点から、相手国に対して厳格な対応を求める場合、国内事業者のH A C C P 導入が前提となってきます。

このように、H A C C P 導入が効果的・効率的な衛生管理基準として国際基準となっているにも関わらず、日本の中小企業での普及率は3割程度となっています。

このため、生産から消費に至る食品の安全性を確保するために、H A C C P の考え方による衛生管理手法の導入を一層推進していく必要があります。

(3) 新しい食品表示制度の施行

食品衛生法、J A S 法、健康増進法のうち、食品の表示に関する規定を統合し、食品表示の包括的かつ一元的な制度として、平成27年4月から「食品表示法」が施行され、平成32年4月の法律の完全施行までには、新たな食品表示制度の理解を促進するため積極的な取り組みを行う必要があります。

本県においては、広域店舗の食品表示は適正に実施されていますが、地域店舗の適正表示は8割程度と低い状況にあります。

このため、県民が食品を正しく選択できるよう、事業者に対しコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食品表示法の完全施行に向けて、新たな制度に関する知識の修得を促進する必要があります。また、適正な食品表示の強化を図り、消費者の一層の信頼を確保する必要があります。

また、県民に対しては、食品表示の適切な理解を進めるとともに、近年の健康志向の高まりを踏まえ、機能性表示食品、健康食品を含めて食品に関する正確な情報の提供を図る必要があります。

(4) 加工食品の原料原産地表示の拡大の動き

現在、加工食品の原料原産地表示（国産品の場合は「国産」、輸入品の場合は「原産国名」を表示）は、全体の2割にあたる26種類に義務づけられています。

平成28年10月の国の有識者検討会において、国内で製造・加工された全ての加工食品の原料原産地表示の義務付けが提案されました。

国では、消費者側と事業者側の意見を踏まえ、提案に関する報告書を平成28年中にまとめる方向で検討しており、早ければ平成29年度から、全ての加工食品の原料原産地表示が義務づけられるとの情報があります。

県においては、畜産品と26種類の加工食品を対象に、県名など詳細な原産地情報の提供に努めていますが、実施率が5割程度と低く、詳細な産地情報の提供を充実させ、消費者の一層の信頼を確保する必要があります。

更に、国の動向を踏まえながら、より安全・安心な食品が選択できるよう、対象の拡大についても検討していく必要があります。

(5) 輸入食品の増大

我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移してきましたが、近年は、カロリーベースで4割弱と、横ばいで推移しています。私たちの豊かな食生活は、世界各国から食料の多くを輸入することで成り立っています。

食料の輸入・輸出には、日本を含むWTO（世界貿易機構）加盟国において、輸入品の基準として、国内基準と調和させることが求められ、製造日表示から期限表示への変更や、残留農薬のネガティブリストからポジティブリスト制度への変更など、国際基準との調和が進んでいます。

更に、現在、TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）の批准が議論されておりますが、関税の自由化が進むことで、日本の優れた工業製品などが輸出しやすくなり、我が国の経済発展を見込める一方で、外国産農産物に対する不安や懸念の声も聞かれます。

このため、国の動向を踏まえ、正確な情報を県民に発信していく必要があります。

(6) 食に関する情報量の増大

近年、インターネットの普及により、必要な情報がいつでも容易に入手できるようになりました。食品に関しても、その特性や効能など様々な情報が溢れていて、多くの消費者がインターネットから情報を得ています。

しかし、その内容については、全て科学的根拠に基づく情報とは限らず、特に、健康食品については、平成27年に国の食品安全委員会から「多量に摂ると健康を害するリスクが高まる」「食品と言っても安全とは限らない」といった19項目のメッセージが公表されています。

このように、食品への安心感を確保するためには、県民が合理的な判断ができるよう、食の安全に関する正しい情報を提供していく必要があります。

また、「食に関するアンケート調査」においても、食の安全・安心を進めるために消費者が行うべきことは、「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」と回答した人は8割を超えています。

このため、食の安全・安心の確保についてわかりやすく情報提供する工夫や、関係者がそれぞれの立場から意見交換できるリスクコミュニケーションの場を提供し、消費者、生産者、事業者間の相互理解の増進、信頼関係の構築の促進を図る必要があります。

(7) 富士山の世界文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック開催等に伴う観光客の増大

平成25年6月に「富士山」が世界文化遺産に登録されたことを契機に、本県を訪れる観光客は増加し、現在、年間3千万人を超え、特に、外国人観光客が増大しております。また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、今後ますます国内外からの観光客の増大が見込まれます。

観光客の増大は、本県の特徴ある農産物や郷土料理など食を通じて本県をアピールする絶好の機会であることから、県産農産物等の安全性の確保や、飲食店、宿泊施設等での衛生管理の徹底が求められます。

第3章 基本目標

<基本目標>

生産から販売に至る一連の行程の各段階における安全性の確保に向けた法令遵守の徹底・的確な監視指導

消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報提供の推進

食の安全・安心を支える生産者、事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築促進

食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備

【参考】

<基本理念>（条例第3条）

食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。

食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務または役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

第4章 施策の展開

1 監視・指導等に基づく「生産」から「消費」に至る

食品の安全性の確保

(1) 監視の的確な実施と指導の充実(第14条)

農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

ア 監視による安全性の確保

農薬の適正使用と飛散防止対策を徹底するため、主要病害虫発生予報等の情報提供や、農業関係団体等と連携した技術指導等を実施するとともに、主要な農産物の残留農薬調査を実施します。(農業技術課)

イ 検査指導による安全性の確保

安全・安心な畜水産物の生産を推進するため、防疫上の衛生指導、動物・水産用医薬品の適正使用の指導や飼料の安全性の検査等を実施します。(畜産課、花き農水産課)

養殖技術・防疫対策技術普及のための講習会現地指導を行います。また、魚病診断と対策の指導を実施し、特定疾病等の伝染性の蔓延を未然に防ぐとともに、養殖魚を安定的に生産できる体制を推進します。

(花き農水産課)

様々に態様が変化する魚病に対応し、消費者の視点に立った健全で安全な養殖魚の生産に寄与するために、養殖業者への巡回指導を実施し、疾病対策を効率的かつ効果的に推進します。

(花き農水産課)

ウ 放射性物質検査の実施と連携体制

放射性物質による県民の食の安全・安心への不安感を払拭するため、国のガイドラインに基づき、本県のこれまでの検査結果を踏まえ、科学的知見に基づいた、より合理的かつ効果的な体制を含めた検査のあり方を検討し、農畜水産物・特用林産物の検査を実施します。

(衛生薬務課、みどり自然課、林業振興課、

果樹・6次産業振興課、畜産課、花き農水産課、農業技術課)

製造・加工・調理段階における安全性の確保

ア 食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策

食品衛生法に基づき、「山梨県食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、食の安全性確保のため、食中毒予防への取り組みや、本県の実情に合った重点的な監視指導等の実施、監視体制の充実や自主衛生管理の推進等を図ります。
(衛生薬務課)

県内で生産、製造される食品及び県内での流通の多い食品及び輸入食品の収去検査を計画的に行い、製品の安全性の確保を図ります。
(衛生薬務課)

牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、食肉として処理される牛及びめん山羊についてTSEスクリーニング検査を確実に実施します。
(衛生薬務課)

食用に供する食肉、食鳥肉についての検査及び監視指導を適正に実施します。
(衛生薬務課)

食中毒発生時の原因究明や食品添加物の検査を迅速かつ正確に実施します。
(衛生薬務課)

イ 食品の安全性の確保に向けた知識の普及啓発

衛生管理について指導的立場にある者に対し、講習会や監視指導の際に、自主衛生管理に積極的に取り組めるよう最新の衛生知識の普及啓発を図ります。
(衛生薬務課)

食品等事業者に対し、食品取扱者の健康管理や衛生的な食品及び器具類の取り扱いなどの食中毒防止対策について、施設の監視指導や衛生講習会等で啓発を図ります。
(衛生薬務課)

全国的に毒きのこを食用きのこ間違えて、販売・採取・喫食することが多いことから、野生きのこの販売店の監視指導、食品等事業者や県民に対し注意喚起を行います。
(衛生薬務課)

きのこ鑑定会を開催し、誤食による食中毒を防止するため普及啓発活動を行います。
(森林環境総務課、森林総合研究所)

食中毒発生時には、関係部署と連携しながら迅速な調査、被害拡大防止、再発防止対策に努めます。また、各施設に対し、原因究明調査の徹底と再発防止対策の徹底を指導します。
(衛生薬務課)

食の安全性確保には、生産から消費に至るまで一貫した衛生管理が必要であり、各流通段階における食肉の衛生的な取扱いなどの普及啓発を行います。
(衛生薬務課、畜産課)

ウ 学校給食施設等における安全性の確保

小中学校等の給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食衛生管理基準に基づき、給食の食材を対象にした検査や、提供した給食に含まれる放射性物質の有無、量についての検査を実施します。

(私学・科学振興課、子育て支援課、スポーツ健康課)

給食施設に対する巡回指導、集団指導や災害時における対応マニュアルの作成など、特定給食施設等に対する衛生管理指導、栄養指導を計画的に実施します。
(衛生薬務課、健康増進課)

学校給食の安全・充実のために、栄養・衛生管理に関する諸問題について研修を行い、学校給食関係職員の資質の向上を図る講習会を開催します。

(スポーツ健康課)

学校給食施設の衛生管理の徹底を図るため、施設の状況を巡回調査し、併せて必要な改善指導を行います。
(スポーツ健康課)

流通・販売段階における監視指導等の実施

ア 農畜水産食品の残留有害物質の検査

本県の主要な果実であるモモやブドウをはじめとする県産農産物等の残留農薬検査や畜水産物の動物用医薬品の残留検査を実施します。

(衛生薬務課)

イ 流通食品の放射性物質検査の実施

山梨県内に流通している食品の安全性を確保するために必要な流通食品の放射性物質検査を実施します。
(衛生薬務課)

放射性物質に汚染された食品が流通することがないように、関係部署と連携を図ります。
(衛生薬務課)

ウ 食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策

食品衛生法に基づき、本県の実情にあった食品衛生監視指導計画を毎年度策定します。(再掲)
(衛生薬務課)

流通食品（輸入食品を含む）について、食品等事業者に対して食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施します。また、計画的に収去検査等を実施し、食品の安全性の確認を行います。（再掲）
（衛生薬務課）

食中毒発生時の原因究明や食品添加物の検査を迅速かつ正確に実施します。（再掲）
（衛生薬務課）

食品等事業者に対し、食品取扱者の健康管理や衛生的な食品及び器具類の扱いなどの食中毒防止対策について、監視指導や衛生講習会等で啓発を図ります。（再掲）
（衛生薬務課）

（２）生産者の自主的な取り組みの促進（第１６条）

生産工程管理に関する手法の普及

ア 食品安全のためのGAPへの取り組みの推進

消費者の求める安全・安心な農産物を供給するため、GAP（農業生産工程管理）の導入を推進し、普及指導員や営農指導員等を指導者として養成します。
（農業技術課）

イ HACCPシステムによる衛生管理手法の普及

生産段階における畜産物の安全性の確保及び家畜の疾病予防、また、生産物の付加価値の向上を図る上でも有効な、畜産農場におけるHACCPの認証取得を推進します。
（畜産課）

環境に配慮した減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進

減化学合成農薬、減化学肥料栽培を推進する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の普及推進を図るとともに、消費者への周知を図ります。
（果樹・6次産業振興課）

農薬危害防止運動等による農薬適正使用を推進します。（農業技術課）

本県の優れた自然条件を活かした無農薬・無化学肥料栽培に取り組む農業者を支援するため、有機栽培に関する技術の研究や実証による栽培技術を体系化し、「有機の郷づくり」を推進します。
（農業技術課）

高付加価値化を目指した有機栽培に取り組む農家へは、有機 J A S 規格の認定への誘導と認定に向けた支援を行うとともに、有機栽培野菜の販路拡大や消費者への P R 活動等を支援します。 (農業技術課)

化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の普及定着を推進するため、低減化技術の研究開発や生産現場での技術実証等に取り組みます。 (農業技術課)

(3) 事業者の自主的な取り組みの促進 (第 1 7 条)

H A C C P システムの考え方を取り入れた自主管理体制の促進

食品等事業者の自主衛生管理を行うための管理運営要領を作成するよう指導を行い、講習会の開催、施設の監視などをおして、H A C C P システムを用いた衛生管理の導入を推進します。 (衛生薬務課)

H A C C P システムを導入して総合衛生管理製造過程を承認取得するための資金を金融機関と協調して低利で融資します。 (商業振興金融課)

安全・安心な農産物の生産供給を図るための施設等の整備を支援するため、農業近代化資金等の融資機関に対し、利子補給を行います。 (農業技術課)

食品衛生に関する最新知識の普及

衛生管理について指導的立場にある者に対し、講習会や監視指導の際に、自主衛生管理に積極的に取り組めるよう最新の衛生知識の普及啓発を図ります。(再掲) (衛生薬務課)

(4) 消費段階における安全性の確保 (第 6 条、第 2 5 条)

消費者への普及啓発、学習機会の提供

ア 県民への食品衛生知識の普及

テレビ、ラジオ、県ホームページ等の広報媒体などを活用して、消費者に対して、家庭における食中毒の防止などについて食品衛生知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生に係る講習会を開催します。

(消費生活安全課、衛生薬務課)

イ 食に関する学習機会の提供

特用林産物等の普及を目的として、森林総合研究所等において山菜、きのこ、ハーブに関する体験教室や展示による学習機会を提供します。

(森林環境総務課)

6月の「食育月間」に合わせ、「食育推進シンポジウム」、「食育フェスタ」の開催等を通じて食に関する情報提供や啓発活動を行い、県民意識の醸成を図ります。

(消費生活安全課)

農業への関心を高めるとともに食文化の理解促進を図るため、学校農園を活用した農作物の栽培や知識の習得を支援します。

(農業技術課)

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 情報の収集・提供の推進(第19条)

各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進

消費者等に情報誌やパンフレットなどを作成・配付するとともに、県ホームページ内の「食の安全・安心ポータルサイト」、テレビスポット「くらしの情報」等により、食の安全・安心の確保に関する知識や情報、各種イベント等について、広く県民に周知します。(消費生活安全課)

県民が自主的に開催する食の安全・安心に関する勉強会等に対して、資料提供や講師の派遣などを随時行います。(消費生活安全課)

食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付(第28条)

ア 食品の安全性に関する相談の受付対応

食品の安全性や表示などに関する県民からの様々な相談や情報を一元的に受け付ける窓口「食品安全110番」や「食の安全・安心ポータルサイト」により、随時対応します。(消費生活安全課)

イ 消費生活協力員の活用促進

消費生活協力員を委嘱し、地域における消費生活に関する相談の相談員への引継ぎ、情報提供等を行います。(消費生活安全課)

ウ 県民生活センターによる相談対応

県民の消費生活に関する相談、苦情等に対応し、助言、あっせん、情報提供など速やかに必要な措置を講じます。(消費生活安全課)

エ 食品衛生に関する各種相談や危害情報の受付

食品等事業者や消費者からの食品衛生に関する相談、情報及び苦情に対応します。(消費生活安全課、衛生薬務課)

(2) 適正な食品表示の確保(第20条)

関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施

国の関係機関と連携し、食品表示法に基づく食品表示の適正化に向けた調査、指導を実施するとともに、相談への対応や食品表示の真正性を確認するために、収去物品の買上調査を実施します。(消費生活安全課)

景品表示法に基づく適正な食品表示が実施されるよう指導し、相談に対応します。
(消費生活安全課)

栄養成分表示の義務化、機能性表示食品制度の創設など、食品表示法の完全移行(平成32年4月)を踏まえた適正な食品表示の普及啓発を図ります。
(消費生活安全課、衛生薬務課)

食品の健康保持増進効果等について著しく事実に相違するあるいは著しく人を誤認させるような広告等の表示(虚偽誇大広告等)について監視指導を行います。
(衛生薬務課)

食品表示法や景品表示法など食品表示を所管する関係課及び関係出先機関と連携し、食品表示合同調査を実施し、食品表示の調査や適正化に向けた指導を行います。
(消費生活安全課、衛生薬務課)

県民参加による食品表示監視の推進

一般消費者からの公募や市町村等からの推薦により、「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、県内の食品販売店の食品表示の状況を確認します。
(消費生活安全課)

「食品表示110番」により、疑義情報を随時受け付け、必要に応じて対応します。
(消費生活安全課)

(3) 食の安全に向けた普及啓発(第25条)

食育の推進

食育を県民運動として普及するために6月の食育月間に「食育推進シンポジウム」や「食育フェスタ」の開催等を通じて、食に関する情報提供や啓発など、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。
(消費生活安全課)

食品関連事業者、NPO法人等の食育活動を促進するため、やまなし食育推進応援団の活動等の情報提供を行います。
(消費生活安全課)

保育所の関係職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等についての理解を促進します。
(子育て支援課)

栄養教諭の計画的な配置拡大を図るとともに、教職員の初任者研修、10年経験者研修等において、食育に関する講座を位置づけ、研修内容の充実や食育指導体制の充実を図ります。
(スポーツ健康課)

大学等と連携した食育推進ボランティアの養成を行います。
(消費生活安全課)

食品ロスに対する認識をより深め、消費行動を改善するため、食品ロス削減のための啓発を実施します。
(消費生活安全課)

消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚を形成するため、情報交換や普及啓発等の取組を行います。
(消費生活安全課)

食の安全・安心に関する知識の普及

消費者を対象に、テレビ、ラジオ、県ホームページ等の広報媒体などの活用により、家庭における食中毒の防止などについて食品衛生知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生に係る講習会を開催します。
(消費生活安全課、衛生薬務課)

栄養士、調理師、食生活改善推進員等に食の安全・安心に関する知識の普及を図るために研修会を開催します。
(健康増進課)

野生きのこに関する安全性の確保を目的として、鑑定会を実施します。
(森林環境総務課)

3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築

(1) 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進（第18条）

生産者における情報の記録・保存の促進

ア 農薬の使用に関する情報の記録・保存の促進

農業団体や農業者等に対し、農薬の管理、使用のより一層の適正化のため、農薬の散布履歴など関係情報の記録、保存に向けた指導を行います。

（農業技術課）

農薬の適正使用と飛散防止対策を徹底するため、主要病害虫発生予報等の情報提供や、農業関係団体等と連携した技術指導等を実施するとともに、主要な農産物の残留農薬調査を実施します。（再掲）

（農業技術課）

イ 飼料の適正な使用及び受入に関する記録・保存の促進

飼料安全法に基づく飼料の適正使用を推進するため、生産者に対し、飼料の受入や適正使用に関する情報の記録・保存等について指導を行います。

（畜産課）

ウ 動物用医薬品の使用に関する情報の記録・保存の促進

畜産物に関する正確な情報を提供するため、生産者に対し、動物用医薬品の適正使用に関する情報の記録・保存等について指導を行います。

（畜産課）

事業者における情報の記録・保存の促進

ア 食品等の製造、輸入、加工、販売等に関する

情報の記録・保存の促進

食品等事業者に対して食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施し、製造等に関する情報の記録及び記録の保存について指導します。

（衛生薬務課）

各種トレーサビリティシステムの運用

ア 米トレーサビリティシステムの適正な運用

食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、人々の健康の保護を目的とした米トレーサビリティシステムを、国の関係機関等と連携して普及啓発に努め、生産者、事業者等へ米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を指導します。

（消費生活安全課）

- イ 牛肉のトレーサビリティシステムの適正な運用
畜産農家や食肉関連事業者等を対象に牛肉の生産から販売までを追跡、
遡及できる牛トレーサビリティ制度の適正な運用を指導します。
(畜産課)

(2) 相互理解の増進(第22条)

生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進

- ア リスクコミュニケーションの推進
「食の安全・安心を語る会」を開催し、消費者、生産者、事業者等で食の安全・安心に関する情報・意見交換を行います。(消費生活安全課)
- イ 有機農業への県民の理解促進
有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業であること、また、有機農業で生産される農産物について、各種イベントでの啓発活動やインターネットなどを活用した情報提供を通じて、消費者の理解の増進を図ります。(農業技術課)
- ウ 県産畜産物に関する情報提供
各種イベント等を通じて、県産畜産物に関する情報を提供し、消費者、生産者の相互理解を推進し、本県畜産への理解を深めます。(畜産課)

(3) 食育及び地産地消の推進(第25条)

地産地消の普及啓発

- ア 県産農産物の地産地消の推進
県産農産物の需要拡大を図るため、農産物直売所の販売力の強化に向けた取り組みを支援します。(販売・輸出支援室)
- 地産地消推進大会における優良事例紹介や生産技術研修等を通じて、生産者グループ等の地産地消活動を促進します。
(販売・輸出支援室、農業技術課)
- 広く県民に県産品の利用啓発、利用促進、知名度の向上等をPRします。
(観光プロモーション課)

地産地消、食育の推進を図るため、「ふるさと特産品フェア」や「フェスタまきば」を開催します。

(林業振興課、観光プロモーション課、
農政総務課、果樹・6次産業振興課、畜産課)

郷土料理を活用した食文化の継承を推進するため、県食生活改善推進員連絡協議会等関係団体との連携による食に関するイベント等を実施します。

(健康増進課)

食や農業に関する関心を高め理解を促進するため、高校生あぐり体験事業を実施します。

(農業技術課)

イ 特用林産物の地産地消の推進

森林総合研究所及び附属施設である八ヶ岳薬用植物園において、きのこ栽培に関する体験教室を開講します。

(森林環境総務課)

学校給食における県産食材の活用促進

学校給食などを通じた県産農産物の利用促進を図るため、県産野菜、牛乳等の学校給食への供給を促進します。

(果樹・6次産業振興課、畜産課)

学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。

(スポーツ健康課)

(4) 食の安全・安心推進月間 (第 2 3 条)

啓発事業の実施

安全・安心の確保について県民の意識を高めるため、条例で「食の安全・安心推進月間」に定めた9月に、「食の安全・食育推進大会」を開催し、食の安全・食育に関する情報提供や食の安全・安心の確保に関して特に優れた取り組みに対して表彰を行います。

(消費生活安全課)

(5) 認証制度の推進 (第 2 4 条)

各種認証制度の運用

ア 「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の運用

減化学合成農薬、減化学肥料栽培を推進するため、県認証制度である「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の普及推進を図るとともに、消費者への周知を図ります。
(果樹・6次産業振興課)

イ 山梨県農産物等認証制度（「甲斐路の認証食品」）の運用

本県で生産される農産物を主たる原料とした加工食品等を県民に提供するため、山梨県農産物等認証制度の普及啓発活動を行います。

(果樹・6次産業振興課)

ウ 「富士の国やまなしの逸品農産物認証制度」の運用

エコファーマーの認定やGAPの取り組みなど 安全・安心に関する要件を満たした出荷団体から出荷される一定の品質基準を満たす県産農産物を、「富士の国やまなしの逸品農産物」として認証する制度を運用します。

(販売・輸出支援室)

安全・安心で高品質な「富士の国やまなしの逸品農産物」の認知度の更なる向上に取り組みます。

(販売・輸出支援室)

(6) 原産地に関する情報の提供の充実(第21条)

消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する

十分な情報提供の促進

食品表示合同調査の機会を捉え、食品販売業者に対して、条例に基づく原産地に関する詳細な情報提供に向けた普及啓発・指導等を行います。

(消費生活安全課)

4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等

(1) 人材の育成(第11条)

実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成

ア 食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員等の資質向上

厚生労働省及び関係機関の開催する各種研修会に積極的に職員を派遣するとともに、外部講師等を招いた研修会を開催し、最新情報の入手や技術の習得に努めます。また、日頃から食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び研究を行います。(衛生薬務課)

イ 栄養士の資質向上

栄養関係職員、新採用栄養士、食事摂取基準等に関する栄養管理研修会を開催し、栄養士の資質の向上を図ります。(健康増進課)

ウ 調理師、食生活改善推進員の資質向上

調理師研修会や食生活改善推進員等に研修会を開催し、調理師や食生活改善推進員の資質の向上を図ります。(健康増進課)

エ 農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの認定

農業団体指導者やゴルフ場農薬管理責任者を対象とした研修会等の開催により、農薬の適正管理等の指導者としての農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイザーの認定を行います。(農業技術課)

オ エコファーマーの認定

エコファーマー認定に向けた積極的な支援を行い、環境にやさしい生産方式を実践する産地づくりを推進します。(果樹・6次産業振興課、農業技術課)

カ 有機農業協力隊修了者への支援

有機農業の生産拡大を進めるため、有機農業協力隊修了者の就農定着を支援します。(農業技術課)

キ 普及指導員・営農指導員の養成

消費者の求める安全・安心な農産物を供給するため、GAP(農業生産工程管理)の導入を推進し、普及指導員や営農指導員等を指導者として養成します。(再掲)(農業技術課)

(2) 調査研究の推進 (第 1 5 条)

食品衛生確保のための調査研究

ア 検査機関の業務管理 (G L P) の充実

食品の微生物検査や食品添加物、残留農薬などの検査をより迅速、正確に行えるよう検査機器の保守点検と合わせ G L P (検査機関の業務管理) の徹底を図ります。 (衛生薬務課)

イ 食品の安全性の確保のための調査研究

食品においては、様々な問題が起こる可能性があり、これらの問題に迅速に対応するためにも調査研究を推進します。 (衛生薬務課)

安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究

ア 安全・安心な農産物の生産技術に関する調査・研究の推進

環境にやさしい農業としての「有機の郷づくり」を推進し、有機農産物の生産拡大につなげるため、試験研究機関における栽培技術の検討を行います。 (農業技術課)

化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の普及定着を推進するため、関係機関が連携し、低減技術の研究開発や生産現場での技術実習に取り組みます。(再掲) (農業技術課)

有機農業を体系化するため、有機農業に適した品種の選定や栽培管理技術の解明等に取り組みます。 (農業技術課)

イ 畜産物の安全性確保のための検査及び指導の実施

安全・安心な畜産物の生産供給を図るため、飼料添加物残留等の検査や畜産農家巡回指導を実施します。 (畜産課)

ウ 魚苗供給・試験指導の充実

様々に態様が変化する魚病に対応し、消費者の視点に立った健全で安全な養殖魚の生産に寄与するために、養殖業者への巡回指導を実施し、疾病対策を効率的かつ効果的に推進します。(再掲) (花き農水産課)

エ 特用林産物の栽培技術に関する研究

きのこ、山菜、薬用植物などの栽培技術の開発や簡単な増殖方法の確立のための研究を実施します。 (森林環境総務課)

(3) 危機管理体制の整備等 (第 1 0 条)

山梨県食の安全・食育推進本部

食品によって健康への被害、または被害が生ずる恐れがある緊急事態等に山梨県食の安全・食育推進本部で対応し、また、発生防止に努めます。

(消費生活安全課)

(4) 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置 (第 2 6 ~ 3 0 条)

出荷の制限 (第 2 6 条)

食品衛生法第 1 1 条第 2 項・第 3 項の規定により販売等が禁止された食品に該当する農林水産物について、条例により出荷を制限します。

(消費生活安全課)

自主回収報告の義務づけ (第 2 7 条)

食品事業者から食品の自主回収に関する届け出があった場合は、県ホームページに掲載し、県民に対して注意を喚起するとともに、当該食品等の回収を促進し、健康被害の発生を未然に防止するよう努めます。また、自主回収を終了した時も報告に基づき県ホームページで周知します。

(消費生活安全課)

危害情報の申出 (第 2 8 条)

県民等から食品等に関する危害情報の申し出があったときは、県は、関係法令または条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があるときは、指導等必要な措置を行います。

(消費生活安全課、衛生薬務課、林業振興課、
花き農水産課、農業技術課)

立入検査、措置勧告 (第 2 9 ~ 3 0 条)

県は、県民の健康への悪影響を未然に防止するため、必要がある場合には、生産者、事業者、関係者に報告を求めたり、立入検査を実施します。

(消費生活安全課)

県は、規定違反や虚偽の報告、または報告をしなかった等に該当する場合は、必要な措置を行うよう勧告し、正当な理由がなく、勧告に従わなかった場合は、その勧告の内容を公表します。

(消費生活安全課)

(5) 国、関係者との連携・協働の推進

(第 9、12、13、31 ~ 33 条)

国、市町村等との連携等 (第 12 条)

国や市町村等と連携を図り、食品表示に係る合同調査や、食の安全・安心に関する情報・意見交換を行います。(消費生活安全課)

消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働

(第 13 条)

消費者団体やNPO法人、県栄養士会等と連携を図るための情報交換・意見交換を進めるとともに、自主的な活動に対し、情報の提供や講師の派遣等を行います。(消費生活安全課、健康増進課)

ホームページ(やまなしNPO情報ネット等)やボランティア・NPOボード等を活用した情報交換や、県とNPO等の多様な主体が協働して行う事業への支援を行います。(県民生活・男女参画課)

県民の意見の反映

ア 山梨県食の安全・安心審議会の設置・運営 (第 31 ~ 33 条)

消費者、生産者、事業者及び学識経験者により構成される審議会を設置し、食の安全・安心の確保に向けた施策の推進等について調査・審議します。(消費生活安全課)

イ 県民からの施策の提案制度の推進 (第 9 条)

県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があったときは、その提案について検討し、提案者に対して結果を通知するとともに、その内容を公表します。(消費生活安全課)

第5章 重点的に取り組む施策

<重点施策>

1 監視の的確な実施と指導の充実

生産から販売に至る各段階における安全性の確保のための監視指導の強化

- ・ 安全・安心な農畜産物の生産を推進するため、農薬や動物・水産用医薬品の適正使用の指導を徹底し、また、主要な農産物等における残留農薬等の検査を実施し、生産段階における監視・指導の徹底を図っていきます。
- ・ 県内に流通する農産物、加工食品等食品の安全性を確保するため、流通食品における残留農薬や放射性物質等の検査を実施し、流通・販売段階における監視・指導の徹底を図っていきます。

2 適正な食品表示の確保

食品表示法等に基づく食品表示制度の知識の普及・監視指導の強化

- ・ 食品表示法の完全施行（平成32年）を見据え、食品表示合同調査や食品衛生監視指導計画に基づく監視指導等を通じて店舗への指導を行い、正しい食品表示の普及を図っていきます。
- ・ 特に、適正表示が100%実施できていない地域店舗への調査・指導の強化を図っていきます。

3 原産地に関する情報の提供の充実

消費者の適切な判断に基づく商品の選択に資するため、詳細な原産地に関する情報提供の促進

- ・ 広域店舗に加え、地域店舗においても、畜産物や原産国表示が義務付けられた加工食品の詳細な原産地表示を推進していきます。
- ・ また、現在、国においてすべての加工食品の原料原産地表示の義務付けが検討されていることから、これらについても動向を踏まえながら、詳細な原産地表示の拡大の検討を進めていく必要があります。

4 消費者・生産者・事業者の相互理解の増進

- 関係者の信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見の交換の場の提供
- ・ 消費者・生産者・事業者が相互理解を増進し、信頼関係の構築を促進するため、リスクコミュニケーション等の情報交換、意見交換の場を提供していきます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 食の安全・安心審議会(第31～33条)

知事の附属機関として「食の安全・安心審議会」を設置し、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議します。

(2) 県民からの施策提案制度(第9条)

県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善または廃止についての提案があったとき(推進計画の策定・変更の場合を除く)は、当該提案をした者に対して、その結果を通知するとともに、その内容を公表します。

(3) 食の安全・食育推進本部

知事を本部長として全部局長を構成員とする「山梨県食の安全・食育推進本部」において、本県における生産から流通、消費に至る総合的な食品の安全・安心施策を推進します。

(4) 山梨県食の安全・安心推進連絡会議

推進本部の補助機関として、食の安全・安心の確保・推進に係る企画立案や条例の運用等に関する部局横断的な協議・調整を行うため、関係課長により構成する「山梨県食の安全・安心推進連絡会議」を運営します。

2 進行管理

毎年、当計画に掲げた数値目標等に基づき進行管理を行い、計画の実施状況についてとりまとめを行います。

数値目標、計画の実施状況については、「山梨県食の安全・安心審議会」に報告し、また、県ホームページ等で公表して広く県民に情報提供します。

3 数値目標

(1) 数値目標の考え方

食の安全・安心の確保を図るためふさわしい目標とする。

計画の進捗状況がつかめるよう毎年実績が確認できる目標とする。

施策の項目ごとに、達成状況を把握できる目標をバランスよく選択する。

(2) 数値目標の数

計画の進捗状況を的確に管理できる目標数とする。

(3) 数値目標

施策	番号	指標項目	関係部署	基準値 (H27)	数値目標 (H33)
1 監視・指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	1	* 出荷前および流通農産物（収去）の残留農薬検査における基準値超過件数	農業技術課 衛生薬務課	0 件 / 年	0 件 / 年
	2	* 畜産物中の飼料添加物残留検査における不適正件数	畜産課	0 件 / 年	0 件 / 年
	3	特定給食施設等に対する監視・指導の実施率	衛生薬務課 健康増進課	41%	50%
	4	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	衛生薬務課	115% / 年	100% / 年
	5	G A P（農業生産工程管理）の導入産地数	農業技術課	30 産地	46 産地
	6	* 有機農業の取り組み面積	農業技術課	132ha	200ha
	7	* H A C C P 導入支援のための講習会参加者数	衛生薬務課	8,335 人	42,000 人 (H29～33)
2 食品に関する正確な情報の提供	8	* 食の安全・安心ポータルサイトアクセス数	消費生活安全課	11,079 件	12,000 件
	9	食品表示ウォッチャーからの報告件数	消費生活安全課	4,146 件	4,350 件
	10	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率 100%の地域店舗の割合	消費生活安全課	76%	85%以上
3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築	11	学校給食における地場産物の使用割合（食材ベース）	スポーツ健康課	23%	30%以上
	12	* 県内店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率（指標 5 種類）	消費生活安全課	-	70%
	13	リスクコミュニケーションの機会への参加者数	消費生活安全課	705 人	730 人

* は新規数値目標